

**「平成 30 年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第 1 期分」、「平成 30 年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分」の振替納税をご利用の皆様へ**

このたびの平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げます。

標記の振替納税については、今般、別紙の「指定地域」を対象として国税に関する申告・納付等の期限の延長措置が図られたことを踏まえ、以下のとおり取り扱うことと致します。

1 指定地域内に納税地を有する方

(1) 平成 30 年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第 1 期分について

平成 30 年 7 月 31 日（火）としていた振替日は、別途国税庁告示で定める期日まで延長することと致しました。

(2) 平成 30 年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分について

平成 30 年 7 月 26 日（木）以後に設定している振替日は、別途国税庁告示で定める期日以降に改めて設定する日まで延長することと致しました。

新しい振替日については、今後、被災された方々の状況に十分配慮して検討してまいります。

2 指定地域以外の地域に納税地を有する方

今般の豪雨により被害を受けられた方は、以下の日までに期限の延長や納税の猶予の申請を所轄税務署に行っていただくことにより、振替納税を中止することができます。

区分	振替日	中止する場合の申請期限
平成 30 年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第 1 期分	平成 30 年 7 月 31 日（火）	平成 30 年 7 月 27 日（金）
平成 30 年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分（※）	平成 30 年 7 月 26 日（木）	平成 30 年 7 月 24 日（火）

（※）平成 30 年 7 月 26 日（木）以降の振替納税分を中止する場合の申請期限などについては、所轄税務署にご相談ください。

なお、諸事情により上記期限までに所轄税務署への申請を行うことが困難な場合には、一旦振替をさせていただきますが、振替が行われた後であっても、期限の延長や納税の猶予の申請を所轄税務署に行っていただくことにより、その納税額を還付できる場合がありますので、所轄税務署へご相談いただきますようお願い致します。

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市